

企画競争説明書

業務名称： ソロモン国再生可能エネルギーロードマップ策定プロジェクト

案件番号： 18a00003

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年6月5日

独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年6月5日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ソロモン国再生可能エネルギーロードマップ策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

() 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年7月下旬～2020年7月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成31・32・33年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019年4月1日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019年9月30日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成31・32・33年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

1) 平成28・29・30年度全省庁統一資格

2) 機構が2019年3月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。

その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2019年6月12日（水） 12時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2019年6月18日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年6月21日（金） 12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

Power Factoryを用いた系統解析に係る経費

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) SBD 1 = 14.035900 円
- b) US\$ 1 = 110.423000 円
- c) EUR 1 = 124.409000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 総括／再エネ戦略策定
- b) 系統安定化／系統最適運用
- c) 事業実施促進

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 11.59 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格-最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年7月16日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力

- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に必要な契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：再生可能エネルギー計画策定に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（総括／再エネ戦略策定）】

- a) 類似業務の経験：再生可能エネルギー計画策定に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ソロモン 及び全世界での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 系統安定化／系統最適運用】

- a) 類似業務の経験：系統安定化技術・系統運用に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ソロモン 及び全世界での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

【業務従事者：担当分野 事業実施促進】

- a) 類似業務の経験：事業実施促進に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ソロモン 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。
- (○) プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年7月2日(火) ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 会議室

3. 実施方法：

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いたプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上

ソロモン国再生可能エネルギーロードマップ策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／再エネ戦略策定	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 系統安定化／系統最適運用	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 事業実施促進	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」「JICA」又は「機構」という）が実施するソロモン国「再生可能エネルギーロードマップ策定プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

国土が狭くかつ散在している太平洋地域の島嶼国の多くは、一系統あたりの電力需要が小さく、エネルギー資源も乏しいため、主要な電力エネルギー源として、輸入燃料（主にディーゼル）に大きく依存している。輸入燃料の調達については、主要供給元からの輸送コストが高く、また油価の変動の影響を大きく受けることから、燃料コストの削減が最大の課題の一つとなっている。また、同地域は気候変動に対して脆弱性を有するという特徴から、気候変動対策の推進が主要な政策課題の一つである。

ソロモン諸島（以下、「ソロモン」という。）は、首都ホニアラ系統において64%、全国では12%という低い電化率を特徴としている他、輸入燃料の依存等の影響を受け、65USc/kWhという世界的にも極めて高い水準の電力料金レベルにある（電化率、電力料金ともにソロモン政府作成の要請書（2017年）による）。こうした中、鉱山・エネルギー・地方電化省（Ministry of Mines, Energy and Rural Electrification：以下、「MMERE」という。）及びソロモン諸島電力公社（Solomon Islands Electricity Authority、通称ソロモン・パワー/Solomon Power：以下、「SP」という。）は、輸入燃料費の削減及びエネルギー安全保障の観点から、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）の更なる導入により、これらの課題に対処することを志向している。また、ソロモン政府はパリ協定における Nationally Determine Contribution（NDC）において、2030年までに2015年比（BaUベース）で温室効果ガス排出量を30%削減するという目標を掲げており、電力セクターはこのうち39%を担うこととされている。このため、気候変動対策の面でも電力セクターにおける再エネ導入は重要な課題である。

このような環境にあってソロモン政府は、将来的には発電電力量ベースで再エネ100%の運用を目指す高い政策目標を掲げる一方、電力公社であるSPは2030年までに首都ホニアラ系統において再エネ100%を達成するという野心的な計画を有している。他方、再エネ導入の促進にあたってはIPPの導入やドナー資金の効率的な活用による開発資金の確保、運開予定の水力発電所の最適運用、系統安定化対策への最適投資、関連制度・実施体制の整備といった多くの課題が存在する。そのため、これらの検討課題を踏まえた実現可能性の高い開発計画の策定が必要となっている。

これらの状況を踏まえ、ソロモン政府は2017年に日本政府に対して開発調査型技術協力「再生可能エネルギーロードマップ策定プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）の実施を要請した。上記のような非常に高い再エネ導入目標を踏まえた計画策定は過去に実績がない挑戦的な取り組みであり、日本をはじめとする先進国にとっても技術的に確立されていない分野である。そのため、JICAは2018年11月より2019年3月に渡って「再生可能エネルギー促進に係る情報収集・確認調査」（以下、「基礎調」という。）を実施し、ソロモンにおける電力セクター・再エネ関連の情報を収集するとともに、再エネ導入促進に向けた適切な協力アプローチ等を検討した。同調査の結果を踏まえ、JICAとソロモン政府は本プロジェクトの実施に係る討議議事録（Record of Discussions; 以下、R/D）に2019年6月署名した。

第3条 プロジェクトの概要

(1) 協力終了後、提案計画により達成が期待される目標

再生可能エネルギーのシェア増大の下で、安価かつ信頼できる持続的な近代的エネルギーの供給が確保される。

(2) 成果

再生可能エネルギー導入促進のためのロードマップが策定・承認され、実施に向けたモメンタムが形成される。

(3) 対象地域

ホニアラ系統

(4) 関係官庁・機関

実施機関：鉱山・エネルギー・地方電化省 (MMERE)、ソロモン・パワー (SP)

第4条 業務の目的

本業務は、2030年を目標年次とする、ホニアラ系統の再生可能エネルギー導入促進に向けたロードマップを策定することを目的とする。

第5条 業務の範囲

受託者は「第6条 実施方針及び留意事項」に配慮しつつ、「第7条 調査の内容」に述べる内容の調査を実施するとともに、調査の進捗に応じ「第8条 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行うものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) ロードマップの目標

第2条に記載のとおり、SPは現状では2030年までにホニアラ系統において発電量ベースで再エネ100%という野心的な目標を有しており、本プロジェクトにおける分析では、同目標あるいはそれに近い水準を達成するシナリオを分析対象の一つとすることが合意されている。また、再エネ導入比率を向上させた場合、一定水準まではディーゼル燃料の焚き減らしによって発電コストが減少しうるものの、一定水準を超えると長周期対応蓄電池等の導入のため発電コストが逆転することが考えられるが、気候変動対策への貢献のため、最小コストの実現には拘らないことがSPから表明されている。

他方、上記目標の根幹をなすTina水力は調整池の容量が限定的であり、かつ設備利用率の季節変動が大きいと考えられ、雨季・乾季を通して完全な再エネ100%を実現するためには相当容量の太陽光発電及び蓄電池等の導入が必要となる。そのため、複数シナリオの分析の結果として、初期投資額や発電単価を踏まえ選択されるシナリオは、再エネ100%と最小コストの中間的なシナリオとなる可能性が高い。他方、大洋州全体における再エネ導入に向けた関心の高まりや、すでにソロモン国内メディア等でSPの上記目標が公表されていることを考慮すると、再エネ100%とかけ離れた水準の目標を設定することは困難と考えられる。

そのため、本業務の実施に当たっては、野心的な再エネ目標を追求する大洋州地域の文脈を理解した上で、再エネシェアに拘わらずコストが最小となる最小コストシナリオ及び再エネシェアが最大となる再エネ100%シナリオの分析結果を踏まえつつ、極力高い目標を実現可能となるよう中間的な代替シナリオの設定（例として、1年のうち雨季の何ヶ月再エネ100%等）を検討する必要がある。またこの際、各設備の価格や適用可能な技術について、現状を前提とするのではなく、高い再エネ導入目標に対してバックキャストで必要な対応を検討するよう留意し、必要に応じて各種の将来予測・目標等を踏まえた検討を行うこ

と。

なお、再エネ 100%シナリオ、最小コストシナリオ、代替シナリオのそれぞれについて、第7条(5)1)～4)の分析を行った上でコアシナリオを決定し、コアシナリオについて系統解析を踏まえたアップデートや予算措置、制度整備の検討を実施することを想定している。そのため、極力業務の早い段階で再エネ 100%、最小コストシナリオの分析を行った上で、代替シナリオの設定およびコアシナリオの決定、コアシナリオの実施に向けた検討等に十分な期間を充てられるよう留意すること。

(2) 対象期間

上記のとおりロードマップの目標年次は 2030 年であり、ロードマップには 2030 年までの計画と 2030 年以降の再エネ開発の方向性に係る指針を盛り込むことを想定している。また、現在計画中の Tina 水力発電はホニアラ系統の状況に極めて大きな影響を与えられられるところ、現状では 2024 年中の運開が予定されていることから、2024 年までと 2025 年以降の 2 段階に分けて再エネ開発のステップを検討することが適当である。このため、ロードマップにおける分析対象期間は以下のとおり分割することを想定している。

- Stage I (2020-2024)
- Stage II (2025-2030)
- Stage III (2030-)

(3) ロードマップの承認

MMERE からの提案を踏まえ、本プロジェクトにおいて策定されたロードマップは MMERE 経由で閣議承認を受けることが予定されている。本業務によるロードマップ案の策定後、正式な政策文書としての承認までにはコメント集約やソロモン関係機関の合意形成に一定の時間を要することが想定される。従って、現地業務開始から 8 か月後を目途にドラフト・ファイナル・レポートを JICA に提出した上で、JICA 及び実施機関との協議を踏まえロードマップ案としてソロモン側に提出、その後同案へのコメントを踏まえたステークホルダーとの意見交換とソロモン国内の合意形成にかかる側面支援を実施すること。この際、状況のフォローアップ及び支援のために現地渡航を 1 回～2 回程度(延べ 2~4 回程度)実施するとともに、現地人材の活用による状況確認等を実施する。その上で、現地業務開始から 12 か月後を目途にその時点での最新の更新状況を踏まえたファイナル・レポートを提出する。また、業務開始後出来る限り早いタイミングで、ロードマップ案提出後の承認プロセスについて実施機関と確認・合意すること。

なお、本業務の業務量の目安は「第3 業務実施上の条件」に記載のとおり、全体で 18.40M/M (ただし系統解析に係る業務を除く)であるが、ロードマップの策定業務で 17.00 M/M 程度の業務量を目安とし、ロードマップ承認状況のフォロー・支援で 1.40M/M 程度を目安とする。コンサルタントの知見、経験、過去の実績に基づき、より効率的かつ効果的な配分があればプロポーザルにて提案すること。

(4) 事業実施促進

本プロジェクトでは、単に計画を策定するのみならず、それを実施に移すための環境整備やステークホルダーの巻き込み、リーダーシップの醸成等によって実施に向けたモメンタムを生み出すことを重視している。業務の実施にあたっては、ロードマップの内容面のみならず注力するのではなく、実施に関連するステークホルダーの巻き込みや実施機関のオーナーシップの確立が図られるよう、策定の手法に十分留意する。この観点から、ロードマップ案が日本側からの一方的な提案とならないよう、実施機関との双方向的なコミュニケーションを密

にすること。モメンタムを醸成する上で適切なアプローチ等については、プロポーザルにおける積極的な提案を期待する。

また、ロードマップの内容についても、技術的な事項だけではなく、資金リソースの確保、ビジネス展開の可能性、各種の制度整備、土地の有効活用、人材育成といった、計画の実現を可能とする施策の検討を重視する。こうした実施促進策について、現状で想定される検討事項は第7条（7）に記載のとおりであるが、基礎情報収集・確認調査の結果や他国での事例等も踏まえつつ、可能な限り広く課題となりうる論点を検討し、提言を取りまとめるよう留意する。現時点で重要と考えられる論点が存在する場合はプロポーザルにおいて提案すること。

実施促進策のうち資金リソースに関して、現状ではホニアラにおける電力案件はSPの自己資金またはドナー資金によって実施されているものの、離島においても事業を実施していることなどを踏まえると、SP及びドナーのみで全ての投資を賄うことは困難と考えられる。このため、再エネ導入促進にあたって、一部の事業については民間投資によって実施することが期待される。本業務では、ホニアラ系統における再エネ導入促進にあたって存在する投資機会を検討するとともに、その促進策として、リスク分担に関する基本的な方針等を盛り込んだ民間投資に向けたガイドラインを策定し、MMERE等を通じて公表することを想定する。

なお、再エネ目標達成に向けた民間投資の活用について、代表的にはIPPが考えられるものの、この他リース事業やデマンド・レスポンスへの参画など、各種サービスを貨幣価値化する可能性があるものについて幅広く可能性を検討する。加えて、投資に限らず、再エネ導入促進に資する民間企業のビジネス展開の可能性について、インフラ輸出の視点も交え検討する。その際、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業活用の可能性、NEDOやGEC等政府関連組織の補助金・委託費等活用の可能性を検討し、可能な範囲で関心のある企業に対して応募に向けセミナー等を通じた情報提供を行うこと。

（5）分析手法

系統解析にあたっては、検討結果をSPにとってブラックボックス化しないことや、既存データの活用が容易という観点から、SPが業務に利用しているPowerFactory（DIgSILENT社）の利用が望ましい。他方、同ソフトウェアは必ずしも日本において広く利用されていないことから、受注者の対応能力に応じて、解析条件の設定と解析結果のレビュー、及び系統に係る一般的助言を本業務において実施し、個別のソフトウェアを用いた解析自体はSPが実施する可能性についてSPの承諾を得ている。

本業務における技術的検討に関して、コスト最適化分析にあたっては、再エネ関係の計画策定において広く活用されているHOMERなどのシミュレーションソフトウェアを利用することを想定するが、他に適切な方法が考えられる場合はプロポーザルにおいて提案すること。これら分析にあたってソフトウェアの購入が必要と考えられる場合は、同ソフトウェアの購入料金を本見積りに含めることを認める。

本業務においてPowerFactoryを用いた解析に対応可能かをプロポーザルに明記し、対応が困難である場合はSPとの上記合意内容を踏まえ、代替案について提案すること。いずれの場合も、系統解析に関する業務に当たって再委託の活用を認める。なお、この際の分析対象として、潮流解析に加え同期安定度解析、周波数安定度解析を想定している。系統解析に係る費用は、直接人件費、その他原価、一般管理費、再委託費及び必要と認められる場合機材費等を含め、いずれも場合も別見積とする。「第4 業務実施上の条件」に記載の業務量の用途は、系統解析に係る業務量を含まない点に留意すること。

なお、現状SPが所有しているPowerFactoryのライセンスでは、潮流解析は可能である

ものの過渡安定度解析は実施できない模様である。他方、現時点では系統解析の実施主体が決定しておらず、また追加ライセンス購入費用や今後の活用に係る SP の意向が明らかになっていない。そのため、業務の初期において現状を確認の上、追加ライセンス購入の費用を踏まえ、本事業において SP に対し追加ライセンスを供与することがロードマップの品質向上及び SP への技術移転にとって適切と認められる場合は、契約変更によって本業務にライセンス購入費用を盛り込むことを想定しており、受注者は対応について JICA 及び SP と協議すること。見積書においては、SP への追加ライセンス供与に係る機材費は計上しないこと。

(6) 中小規模太陽光発電

ソロモンでは土地の取得が再エネ事業を実施する上での大きな障壁の1つとなっていることから、大規模な太陽光発電設備に加え、屋根置き・平置きを含む中小規模の太陽光発電設備（1MW 未満を想定）の活用が有効な対策となりうる。これらのうち需要家が設置する自家発電設備については、SP からは財務や系統への影響を懸念が表明される一方で、2030 年度までに一定程度の導入は想定されるとの見解が示されている。

本業務においては、土地制約踏まえた大規模及び中小規模それぞれの太陽光発電設備の開発可能性に留意しつつ、適切な導入容量について検討するとともに、財務的な観点を踏まえて中小規模のうち需要家による導入が想定される規模を検討する。また、現状では高額な Stand-by Charge が設定されていることで需要家による導入は進んでいないが、上記の検討結果を踏まえ導入の促進に向けた制度整備等の提言を行う。この際、所管官庁である MMERE 及び電力事業者である SP の立場の差異を踏まえ、関係者の合意が得られるよう説明の方法等に留意する。また、中小規模太陽光発電に関するビジネスモデルを提案するなど、SP が同分野をビジネスチャンスとして捉えうるような方策を検討する。

(7) Tina 水力発電所

現在、世銀及び ADB 等が支援している Tina 水力発電プロジェクトは設備容量 15MW（設備利用率は 6 割程度）と、ホニアラ系統の需給に対して大きな影響を与えるものであり、また SP が掲げる 2030 年に再エネ 100% という目標も同プロジェクトの実現を前提としたものである。業務の実施にあたっては同プロジェクトの進捗状況に留意し、現状がロードマップに適切に反映されることを確保する。

また、同プロジェクトは Capacity Payment による PPA がすでに締結されており、同発電所からの給電は SP の指示によることが契約上確保されている。そのため、同発電所は変動性再エネの大量導入時における調整機能を果たすことが期待されるため、ロードマップの検討においては再エネ導入を可能とするための Tina 水力の最適運用についても提言すること。

なお、同プロジェクトはソロモンにおいて初の IPP プロジェクトであることから、民間投資促進の観点からも同プロジェクトの構成や特徴、課題について情報を収集すること。

(8) 中央蓄電池構想

ソロモン・パワーは短周期変動への対応を目的として、ルンガ発電所近辺に蓄電池を設置する計画を有しており、現状では 2019 年 5 月頃より概念設計のための調査を開始、2019 年 9 月に理事会に事業計画を付議することが予定されている。同計画は本プロジェクトにおけるロードマップ策定の前提条件に影響を与えることから、ソロモン・パワーを通じて同調査を実施するコンサルタントとコンタクトを取るとともに、同計画の概念設計とロードマップが相互に矛盾しないものとなるよう調整を試みること。

(9) 現地人材の活用

本業務には多様なステークホルダーの関与が想定され、また第7条(10)に記載のとおりロードマップ(案)の策定後にソロモン関係者間での調整状況をフォローアップすることが予定されている。そのため、現地におけるステークホルダーとの調整及び状況のフォローアップを目的として、現地人材の活用を推奨する。活用方法として、一般傭人として事務要員を雇上する、現地コンサルタントへの再委託を行う等が考えられ、いずれの方法も提案を可とする。同提案に係る費用は本見積とする。

(10) 他ドナーとの協調

ソロモンでは、世銀、ADB等のドナーが電力及びその周辺分野において積極的な活動を行っており、再エネの導入促進にあたってこれらドナーの活動が大きな影響を与える可能性がある。また、策定されたロードマップを実施する上では、これらドナーからの資金及び技術協力が有力なドライバーとなりうる。このため、業務の実施に当たっては他ドナーの活動について密に情報収集を行うとともに、ステークホルダー協議等においてロードマップに対する他ドナーからのフィードバックを取り付ける。

(11) 無償資金協力の活用

本業務では、第7条(7)4)において優先的に実施されるべきプロジェクトの検討を想定している。同結果を踏まえ、無償資金協力を優先的プロジェクトの実施に活用することが考えられる場合は、JICAに提案すること。なお、無償資金協力の対象として、PV等の発電設備は基本的に想定しない。

第7条 業務の内容

上記「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、効果的に業務を実施するために必要な方法、手順等を国内業務、現地業務毎に具体的に示し、全体として効果的な工程をプロポーザルで提案すること。また、業務の内容については以下を想定するものの、ロードマップにおける検討事項及び検討方法等についてより望ましい内容が想定される場合は、プロポーザルにおいて提案すること。

(1) 電力セクターの現状レビュー

1) 「再生可能エネルギー促進に係る情報収集・確認調査」報告書レビュー

ソロモンの電力セクター・再エネの概況について、「再生可能エネルギー促進に係る情報収集・確認調査」最終報告書のレビューを通じて確認する。

2) 追加情報収集

上記レビュー結果を踏まえ、必要に応じて追加での情報収集を行う。

(2) 再エネ開発可能性の確認

1) 大規模太陽光発電設備(1MW以上を想定)

大規模な太陽光発電設備について、ホニアラ系統における開発可能性を土地利用状況も踏まえ検討する。

2) 中小規模太陽光発電設備(上記1)未済を想定)

ホニアラにおいては土地問題が太陽光発電設備の導入にとっての大きな障壁となっていることから、中小規模太陽光発電(屋根置き/平置き、需要家/IPP/SP)の導入可能性について、土地利用状況も踏まえ検討する。

3) その他

現時点ではホニアラにおける現実的な再エネ電源として太陽光発電のみが想定されているものの、他の再エネ電源についても検討が適切と考えられる場合、またソロモン側の方針に変更があった場合、他の再エネ電源の導入可能性について検討する。調査開始前時点で検討すべき他の電源が想定される場合は、プロポーザルにおいて提案すること。

(3) 再エネ導入促進技術の検討

1) 再エネ導入促進技術の概要

蓄電池や EMS 等、再エネ発電の導入余地を高める技術について、技術的に確立した既存のものであるか開発段階であるかを問わず、島嶼国における再エネ導入促進に活用しうるものを、日本の島嶼地域及び諸外国における事例を含め広く情報収集・整理する。現時点で情報収集の対象として想定される技術について、プロポーザルにおいて提案すること。

①供給側

* 例として各種の蓄電池、EMS、気候予測による太陽光発電量予測、同水力発電量予測、スマートインバーターなどを想定

②需要側

* 例として EV、製氷、電気温水器やポンプなど大需要家におけるデマンド・レスポンス、気候予測による需要予測などを想定

2) ホニアラ系統における適用可能技術の検討

上記1)の情報を踏まえ、ホニアラ系統の現状及び今後の見通しを踏まえ、2030年までに導入が想定される技術、あるいは2030年以降に導入の検討が可能と考えられる技術を検討・整理する。

3) 技術導入ステップ

上記2)において特定された技術について、それぞれ導入が想定されるタイムラインを整理する。

(4) シナリオ分析条件の検討

下記(5)におけるシナリオ分析に向け、現地調査及び国内作業を通じて以下のとおり分析条件を設定し、ソロモン側と合意する。

1) 需要予測

SPの既存計画を踏まえ、2030年までの最大電力需要、電力需要量の伸びを想定する。なお、SPとの間では最大電力需要年率4%の伸びを中心ケースとして検討する一方で、2%、6%の各オプションについてもケーススタディーとして検討が望ましいことを確認しており、特段の理由がない場合4%を適用してシナリオ分析を行った上で、コアシナリオの決定後に2%、6%の各ケースについて検討することを想定する。

2) 省エネルギー・ロス低減

上記1)の需要予測結果に加え、必要発電量・容量を決定する要因として以下を設定する。

①省エネルギー目標の設定

MMEREの方針を踏まえ、2030年までの省エネルギー目標を決定する。

②ロス低減目標の設定

SPの計画を踏まえ、2030年までの系統におけるロス低減の目標を決定する。

3) コスト条件

①O&Mコスト

分析に際してのディーゼル発電、太陽光発電、蓄電池のO&Mコストについて、ソロ

モン及び周辺国の価格動向や油価の状況を踏まえて設定する。この際、5)の③において検討するディーゼル発電設備の部分負荷時における効率低減に留意する。

②システム価格

太陽光発電、蓄電池の導入コストについて、現状の価格動向及び将来価格についての各種予測を踏まえて設定する。

③Tina 水力発電コスト

Tina 水力はキャパシティーペイメントによる PPA が締結されているため、kWh 単価は当該年の発電量によって変動する。他方、水力は最大限活用するという前提に立てばどのシナリオにおいても大きな変動はないと考えられるため、発電量見込みを踏まえ一律の kWh 単価を設定する。

④その他技術導入コスト

上記(3)3)における検討結果を踏まえ、導入が想定される技術の導入・運用コストを想定する。

⑤割引率

国際開発金融機関等が発表しているガイドライン等及びソロモンの他の事例における実務を参照しつつ、適切な水準をソロモン側と合意の上で設定する。また、感度分析において用いる割引率の範囲についても併せて合意する。

⑥インフレ率

上記①～④のうち個別の価格予測を行わず長期的に一定水準を想定しているコストについて、国際的な物価上昇率の動向、ソロモン国内の物価上昇率の動向、為替変動率等に留意しつつ、外貨分、内貨分を設定する。

⑦その他

上記のほか、分析にあたって必要と考えられるコスト条件について検討する。

4) 運用条件

①Tina 水力

Tina 水力の運用条件について、SP より提供された水文データを踏まえ整理する。この際、発電量の季節変動や、調整池での調整可能量などに留意する。

②太陽光発電

太陽光発電設備について、発電効率や発電量の季節変動、晴天時の日毎の発電曲線、想定される突発的な変動等を整理する。

③ディーゼル発電

既設及び導入が想定されるディーゼル発電設備について、各出力における発電効率、起動時間、最低出力、変動への追従性能などを整理する。

5) その他

以下(5)におけるシナリオ分析を想定し、その他の必要な条件設定を行う。

(5) シナリオ分析

1) コスト最適化分析

以下のシナリオについて、最小コストとなる際の平均発電単価、必要投資額を確認する。この際の手法については、第6条(5)を参照すること。なお、2024年に想定される Tina 水力の運開が系統の状況に大きな影響を与えることから、各シナリオについて2024年断面(Tina以前)と2030年断面(Tina以後)のそれぞれにおける設備構成を示すこととする。また、水力発電・太陽光発電のいずれも季節変動に大きく影響されることが考えられるため、上記(4)5)の検討結果を踏まえ、乾季・雨季それぞれの代表的な月など各断面について複数の季節の分析を行うものとする。

①100%再エネシナリオ

最大限再エネ開発を行ったオプションとして、発電容量ベースで100%、またはそれに極めて近い水準を再エネによって発電するケースを想定する。

②最小コストシナリオ

最小限再エネ開発を行ったオプションとして、2024年、2030年断面のそれぞれにおいて平均発電単価が最小となるケースを想定する。

2) 感度分析

上記で得られた結果に対し、感度分析を行う。感度分析の変数としては割引率などを想定するが、具体的な方法についてはSP及びJICAと協議の上で決定する。

3) 分析結果レビュー

シミュレーション結果にはソフトウェアの仕様等に起因して分析に一定の限界があると考えられるため、分析結果をレビューした上で、現実的なモデルとなっているか確認するとともに、結果を補正する。

4) コスト低減可能性の検討

上記(3)にて検討した再エネ発電の導入余地を高める技術の多くは、シミュレーションソフトウェア等による分析の枠外となることが想定されるため、これら技術の導入によって長周期対応蓄電池をはじめとした高コスト設備の必要容量を押さえ、発電単価の低減に繋げる可能性があるかを検討する。

5) 代替シナリオ検討

上記1)～4)において検討された①及び②のシナリオの分析結果を踏まえ、他の検討対象シナリオについてSP及びJICAとの協議に基づき決定する。これら代替シナリオとしては、再エネ開発の程度において①と②の中間的なシナリオや、最大需要の伸び率がそれぞれ2%、6%であった場合のケーススタディーを含めることが想定される。

6) 代替シナリオ分析

上記5)によって設定された代替シナリオそれぞれにつき、1)～4)と同様の手順によってシナリオ分析を行う。

7) コアシナリオ策定

上記1)～6)の結果及び下記(6)に係る検討状況等を踏まえつつ、下記(11)のステークホルダー協議等も活用し、最終的なロードマップにおいて中心的に扱うシナリオを決定する。

8) 系統計画

コアシナリオについて、現状の電源及び系統開発に係る計画及び中小規模太陽光発電設備の導入見込み等も踏まえつつ、2024年及び2030年断面それぞれにおける系統計画を策定する。

9) 系統解析

コアシナリオについて系統解析を実施する。この際の方法については、第6条(5)を参照すること。

9) コアシナリオの更新

必要に応じて1)及び7)8)、3)4)等の手順を相互に調整を行いつつ反復的に実施することで、最終的なコアシナリオを策定する。

(6) 財務分析

1) 開発援助機関・IPP資金導入及び自家発電増加による影響分析

開発援助機関によるグラント資金が導入されることによる初期投資と発電単価の低減、民間投資の導入による初期投資の減少と発電単価の増加といった、資金源の差異がシミ

ュレーション結果に与える影響について整理する。また、自家発電の増加による財務的な影響（売上の減少、必要な送電線整備の減少）について整理する。

2) 財務的実行可能性の検討

策定されたロードマップが財務的に実現可能性のあるものとなることを確保するため、各主体からの開発資金の動員可能性について以下のとおり検討する。

①SP 自己資金

SP の財務分析を行い、各年においてホニアラ系統の設備投資に活用可能な予算を推計する。

②開発援助機関

各開発援助機関のソロモン全体及び電力セクターに対する資金の動員状況、過去の傾向などを踏まえ、現実的にホニアラ系統に対して動員が想定しうるドナー資金を GCF 等の基金含め推計する。この際、贈与と借款の差異に留意すること。

③民間投資

上記①、②の検討結果及び上記（5）における検討状況を踏まえ、想定される投資可能資金のギャップを埋めるためにどの程度の民間資金が必要となるかを推計する。この際、技術的観点から太陽光発電に占める IPP の割合に一定の制約が課される必要がある場合は、同制約にも留意する。また、必要な民間投資量がソロモンの文脈において現実的なものとなっているかを確認する。

④需要家自家発電

上記①～③の結果と上記（5）における検討状況を踏まえ、需要家による自家発電が必要と考えられる場合、その容量を検討する。

(7) 実施促進策検討

1) 実施促進に係る課題分析・論点整理

ロードマップの実施を確保する上で重要と考えられる論点について、現時点では例として2)以降に記載のとおり想定しているが、この他の可能性を含め幅広く実施に際しての課題を分析した上で、ロードマップに含まれるべき事項について検討及び実施機関と協議、特定する。開始前の時点で重要と考えられる論点が存在する場合は、積極的にプロポーザルに記載すること。

2) 運用方針に係る提言

シナリオの検討を踏まえ、ディーゼル発電設備、Tina 水力、PV、蓄電池等の各断面における運用方針について、コスト最適化の観点から提言を行う。この際、IPP・リース企業等との契約形態及び需要家自家発電による制約条件に留意するとともに、これら制約が上記（6）2)③及び④における検討の考慮要素となるよう双方向的に検討を行うこと。

3) 土地利用に係る提言

ホニアラにおいては土地問題が再エネ開発の最大の障壁の1つとなっていることを踏まえ、利用可能な土地の公募等、再エネ開発の促進に向けた対策について提言するとともに、その実施に必要な助言を行う。

4) 中小規模太陽光発電設備導入に係る検討

上記（2）2)及び（6）における検討結果を踏まえ、今後必要とされる中小規模太陽光発電設備の導入を可能とするための対策について Stand-by Charge といった制度面の事項含め提言するとともに、その実施に必要な助言を行う。この際、中小規模太陽光発電に関するビジネスモデルの提案等も検討する。

5) 民間投資促進

- ①民間資金導入可能性検討
ソロモンの再エネ分野における民間投資の参入余地について、代表的なものとしてIPPが想定されるものの、リース事業やデマンド・レスポンス、その他各種サービスを貨幣価値化する可能性があるものについて幅広く検討する。この際、下記②の他国事例も参照すること。
- ②他島嶼国でのケース分析
大洋州島嶼国を中心に、ソロモンと社会・経済状況が類似する他国において再エネ分野でどのような民間投資が実現しているか情報を収集する。その上で、それら事例におけるリスク分担の態様や、事業を可能とした要因について分析し、ソロモンでの民間投資事業に対する示唆を抽出する。
- ③リスク分担に係る検討
民間企業がソロモンでの電力事業に投資を行うに当たって、想定されるリスクの洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクがどのステークホルダーによって如何なる態様により処理されることが適切かを、民間投資の促進及び公的セクターによる負担の実現性などを考慮に入れた上で検討し、ソロモン側関係機関と協議する。
- ④IPPガイドラインの策定
上記検討結果を踏まえ、ソロモンにおいて民間企業が参入するにあたってのリスク分担の指針となるガイドラインを策定するとともに、同ガイドラインの公開方法についてソロモン側関係機関と合意する。この際、典型例としてIPPに特化したガイドラインを策定することを想定する。
- ⑤新規事業・投資等を可能とする環境整備
上記ガイドライン策定のほか、再エネ関係の投資を促進する上で必要となる環境整備について検討し、提言を行う。
- 6) ビジネス展開可能性検討
上記5)のほか、投資に限らず再エネ導入促進に資する民間企業のビジネス展開の可能性について、特に本邦企業によるインフラ輸出を念頭に置きつつ、検討を行う。また、同結果に基づき、有望な分野があると考えられる場合、資料に取りまとめた上で関係企業への個別説明またはワークショップを実施する。JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業活用の可能性、NEDOやGEC等政府関連組織の補助金・委託費等活用の可能性に留意する。
- 7) 優先的実施案件の検討
コアシナリオにおける設備構成や(3)3)における技術導入ステップ等を考慮しつつ、優先的に実施されるべき案件を検討する。この際、無償資金協力の活用やGCFへの申請、他ドナーへの提案の可能性等についても併せて検討する。
- 8) 人材育成状況のレビュー
コアシナリオを実施するに当たり、必要と考えられる人的リソースがソロモン国内で十分育成されているか、または第三国からの傭上が確保されているかといった観点から、人材面の課題について整理する。この際、各種対策を取る上で各ステークホルダーが果たすべき役割について留意し、必要に応じてMMERE及びSP以外の人的リソースについても検討を行う。
- 9) 今後の協力に係る提言
上記の結果を踏まえつつ、再エネ導入を促進するための開発援助機関の協力について、考えられる協力分野やアプローチ等について提言する。
- 10) その他政策提言
上記のほか、コアシナリオを実施に移す上で必要と考えられる対策について、1)の結

果を踏まえ検討し、提言するとともに、その実施に必要な助言を行う。

(8) 総括・ロードマップ(案)策定

上記(1)～(8)の検討結果を全体的に取りまとめ、各設備に係る投資計画、実施促進に係る各アクションなどを含んだロードマップ(案)を策定する。この際、ロードマップ本体には全体的な検討の要約とコアシナリオの概要、コアシナリオの実施に向けた各種対策等を整理するものとし、その他の詳細な検討内容はロードマップ本体に対する Supporting Documents として分野ごとに取りまとめる。加えて、ロードマップを簡潔に説明するための説明資料を作成する。

(9) ロードマップ策定状況のフォローアップ

上記(8)におけるロードマップ(案)の策定後、ステークホルダーからのコメントへの対応及びソロモン国内における承認手続きのフォローアップを行う。

(10) 日本国内有識者からのヒアリング

上記(1)～(8)の検討に当たって、幅広い視点から必要な情報及び助言を得るために日本国内の有識者からのヒアリングを行う。特に、再エネ導入促進技術の検討や、民間投資可能性分野の検討に当たっては、国内有識者からのヒアリングを通じて広く可能性を検討するよう留意する。

(11) ステークホルダーとの協議支援・ワークショップ実施

上記(1)～(10)の検討に当たって、実施機関以外のステークホルダーの関与が必要な意思決定について、実施機関によるステークホルダー協議あるいはワークショップ等の開催を支援する。具体的には、他の公的機関、開発援助機関等の参加が想定される。特に、複数シナリオ検討後のコアシナリオの設定や、最終的なロードマップ案の策定に際しては、実施機関のみならず広くステークホルダーの合意が得られるよう留意する。

(12) JICA 内勉強会への協力

JICA 資源・エネルギーグループでは、より開発効果の高い協力事業を企画し実施していくため、エネルギー分野における最新課題、政策・技術動向、個別の事業における効果的な取り組み等について、組織的な知見の蓄積を推進している。コンサルタントは、JICA 担当部からの依頼に基づき、本事業において作成する資料も活用し、JICA 内勉強会等(在外事務所含む関係部署対象)での発表に協力する。なお、想定している内容は、①島嶼国における再エネ発電の導入余地を高める技術(Enabling Technology)の国際動向、②ソロモン再エネロードマップ概要、③同ロードマップにおける実施促進策及びモメンタム形成に向けた取り組み等を想定し、時期は本事業においてそれらの情報が整理されるタイミング、勉強会開催等実施に必要なアレンジは JICA が行うこととする。勉強会用に和文資料案(5～10 ページ程度目安)を準備すること。

第8条 成果品等

(1) 業務報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、4) ファイナル・レポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。各資料とも相手国実施機関及び関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼ

ンテーション資料や概要版を作成すること。

政策文書として、ロードマップの本体は簡潔な内容とする必要があることから、各項目の技術的な検討の詳細はサポーティング・ドキュメントとして分野ごとに別途取りまとめることを想定している。そのため、業務報告書の作成に当たっても、2) インテリム・レポート以降は同形式を踏まえた構成とすること。サポーティング・ドキュメントの分割方法として、技術導入ステップ、Tina 水力・ディーゼル発電所の運用方法に係る検討、シナリオ分析結果、中小規模水力発電に係る検討、民間投資に係る検討、IPP ガイドラインなどが考えられる。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は簡易製本により別途用意すること。

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。各報告書には冒頭に概要を簡潔に記した要約を付すこと。

1) インセプション・レポート

記載事項：業務の概要、業務の実施方法、業務実施体制等

提出時期：第一次現地業務開始前

部 数：英文 1 部（簡易製本）、Word データ（英）

2) インテリム・レポート

記載事項：検討の進捗状況

提出時期：契約締結日から 3 か月以内

部 数：和文・英文各 1 部（簡易製本）、Word データ（和英）

3) ドラフト・ファイナル・レポート（DFR）

記載事項：ロードマップの策定結果を取りまとめたもの

提出時期：2020 年 2 月 28 日

部 数：和文・英文各 1 部（簡易製本）、Word データ（和英）

4) ファイナル・レポート（製本版）

記載事項：業務の全体成果

提出時期：2020 年 6 月 30 日

部 数：和文 4 部、CD-R 4 セット

英文 4 部、CD-R 4 セット

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 1 部（簡易製本）、Word データ

2) 業務実施報告書

ファイナル・レポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の

工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

添付資料

①業務フローチャート

②業務人月表

③本邦研修受入れ実績

④合同調整委員会議事録等

⑤その他活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文1部（簡易製本）Word データ

(3) その他提出物

1) ロードマップ

合意・確認されたドラフト・ファイナル・レポートを元に、ソロモンでの承認手続きに対応するためのロードマップ（案）データを先方実施機関に提供するとともに、ソロモン側で必要な承認を受けたロードマップの最終案につき、PDF 作成及び印刷・製本を行い、ファイナル・レポートとともに提出する。本資料はソロモン政府の政策文書を代わって作成するものであるため、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づかず、ソロモン政府の実務や意向を踏まえ、広報効果も考慮に入れた体裁とするとともに、適切な Preface の挿入などを行うことを想定している。

なお、体裁以外の面においてドラフト・ファイナル・レポートとロードマップ(案)、ファイナル・レポートとロードマップの内容は基本的に同一と考えられる。他方、業務の成果品であるレポート類に対してロードマップはソロモン政府の政策文書であるという位置づけの違いに留意し、適切な範囲でレポート類をロードマップとは異なる内容とする可能性がある。

なお、ファイナル・レポートの提出時点においてソロモン国内でロードマップ案が最終化されていない場合、本資料に係る対応について JICA と協議する。

部 数：英文 20 部、Word データ、PDF データ

2) ロードマップ広報資料

ロードマップの概要を紹介することを目的として、冊子形式の広報資料を作成する。分量は A4 4~8 枚分程度を想定する。

部 数：英文 100 部、Word データ、PDF データ

3) 日本企業のビジネス展開可能性検討結果

第7条（12）の業務について、検討の結果をプレゼンテーション資料として取り

まとめ、データを提出する。

4) 議事録等

先方政府との面談及び各種説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、5 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA ソロモン支所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、少なくとも 3 営業日前までに配布資料を JICA に提出すること。

5) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に、必要な資料や各報告書の和文要約等、JICA が必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(4) 報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各報告書は、ソロモン側への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、内容等について承諾を得ること。
- 3) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 4) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 6) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2019年8月上旬より第1回現地調査を実施することを想定する。2020年3月27日までにロードマップの策定結果を取りまとめたドラフト・ファイナル・レポートを提出する。2019年7月31日までに最終成果品を提出する。

2. 業務量目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：約 18.40 MM（ただし Power Factory を用いた系統解析に係る業務を除く）

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は上記下記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記下記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任者／再エネ戦略策定（2号）（評価対象予定者）
- 2) 系統安定化対策／系統最適運用（3号）（評価対象予定者）
- 3) 事業実施促進（3号）（評価対象予定者）
- 4) 民間投資促進／財務分析
- 5) 系統解析

3. 対象国の便宜供与

「Basic Principles for Technical Cooperation」参照。

https://www.jica.go.jp/english/our_work/types_of_assistance/tech/op_info/c8h0vm0000am/mhxn-att/basic_principles_en.pdf

4. 配布資料／貸与資料

公開資料：

- ・ ソロモン国「再生可能エネルギー促進に係る情報収集・確認調査」調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040108.html>
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040109.html>
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040110.html>
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040111.html>
- ・ ソロモン国「未電化地域におけるコンパクトな水力発電システムの活用に関する案件化調査」業務完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040079.html>
- ・ ソロモン国「沖縄県中小企業が有する島嶼地域向け系統連携型太陽光発電システム導入技術の普及・実証事業」業務完了報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020721.html>
- ・ 大洋州地域「電力セクターにおけるエネルギーセキュリティ向上支援策にかかる情報収集・確認調査」ファイナル・レポート
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023957.html>

- ・ The Pacific Power Association “3rd Pacific Energy Investors Forum Report and Outcome”
<https://www.theprif.org/documents/regional/energy-power-generation/3rd-pacific-energy-investors-forum-report-and-outcomes>
- ・ Pacific Region Infrastructure Facility “Renewable Energy Costs in the Pacific”
<https://www.theprif.org/documents/regional/energy-power-generation/renewable-energy-costs-pacific>
- ・ Asian Development Bank “Handbook on Battery Energy Storage System”
<https://www.adb.org/publications/battery-energy-storage-system-handbook>
- ・ Marshall Islands Electricity Roadmap
<https://www.rmienergyfuture.org/>

配布資料：

- ・ ソロモン国「再生可能エネルギーロードマップ策定プロジェクト」基本合意文書 (R/D)
- ・ 契約締結後提供情報リスト

5. 現地再委託及び国内再委託

本プロジェクトでは現地再委託及び国内再委託の活用を前提としないが、「第3 業務の目的・内容に関する事項」の記載に基づき再委託の活用を提案する場合は、プロポーザルに記載すること。同費用の見積に係る扱いはそれぞれの根拠規定に拠る。

6. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA支所、日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同支所と常時連絡が取れる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、JICAが定める最新の安全対策措置を遵守するとともに、緊急連絡先の登録、緊急時の安否確認及び安全対策指示への対応を行う。

7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

8. 利益相反について

ソロモン国において再エネ関連事業を検討しているコンサルタントについても本公示への応募を妨げない。ただし、本業務に係る活動と他事業に係る活動を明確に分離するとともに公平性・透明性に充分留意し、ソロモン側実施機関等より本業務の実施について疑義が生じないように必要な措置を取ること。他事業に関する受注者の行為によりソロモン側関係者との信頼関係を損ね、本業務の継続が困難となった場合、あるいは成果品の品質を担保出来ないと判断される場合、業務実施契約約款第20条第1項第1号の事由により契約を解除する可能性がある。

なお、利益相反の疑義が生じた場合、他事業及び関連する調査等の実施に与える影響につ

いて発注者は関知しない。

9. その他留意事項

安定した連絡手段の確保のため、現地業務中はチームに最低1台現地の携帯電話を保有しておくこと。また、現地ではホテルや実施機関でのインターネット環境が良好ではないことが多く、業務に支障をきたす可能性がある。そのため、見積の作成に当たっては、比較的通信が安定している現地通信会社のSIM購入（モバイルルーター用）など、インターネット環境を確保するための適切な対策について留意すること。

以上